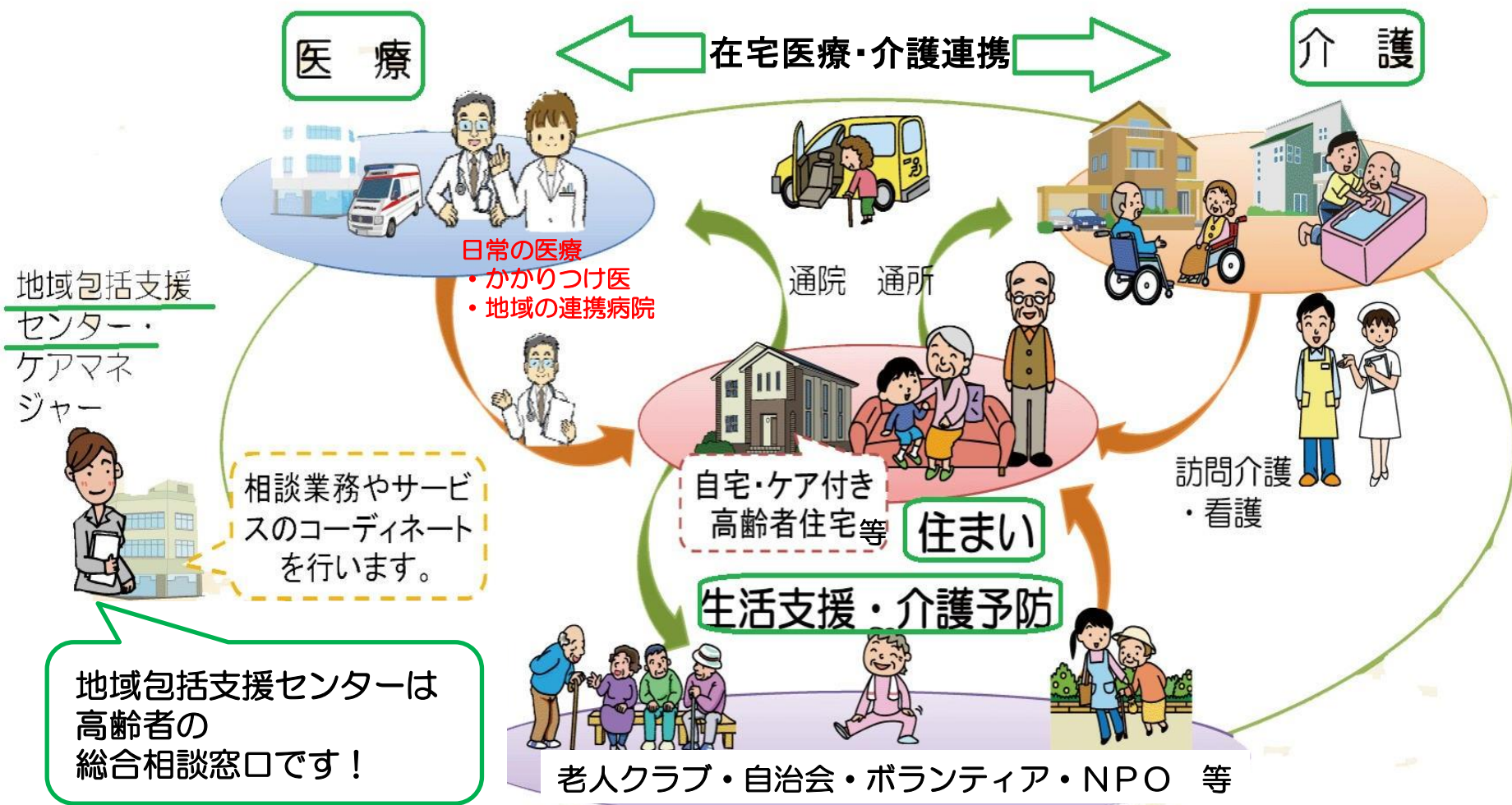


介護保険事業計画 ～地域包括ケアシステムの推進について～

第2回策定市民委員会資料

令和5年9月7日

地域包括ケアシステムの姿



住み慣れた地域でその人らしい生活を継続することができるよう、住まい・医療・介護・生活支援・介護予防を一体的に提供する、総合的な地域づくり

<第9期計画>

国の示す地域包括ケアシステム構築のため重点的に取り組むことが必要な事項

項目	内容
1.在宅医療・介護連携の推進	医療と介護の両方を必要とする高齢者を地域で支えていくため、関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築を目指すため、地域の医師会等と緊密に連携しながら、地域の関係機関の連携体制の構築を推進する。
2.高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	高齢者の心身の多様な課題に対し、きめ細かな支援を行うため、高齢者保健事業と介護予防を一体的に実施する。実施に当たっては、介護・医療・健診情報等の活用を含め、主管課等と連携して取り組みを進める。
3.生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進	支援を必要とする高齢者に対応するため、地域の実情に応じた多様な主体によるサービスの提供。 高齢者の社会参加による、生きがいづくりや介護予防を推進する。
4.地域ケア会議の推進	個別事例の支援策を民生委員・自治会等の地域団体や多職種を交えて検討し、地域に共通する課題や支援策を明らかにする。
5.高齢者の居住安定に係る施策との連携	今後、独居の困窮者・高齢者等の増加が見込まれる中、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の高齢者向け住まいや、生活困窮者や社会的に孤立する高齢者に対応できるよう、養護老人ホームや軽費老人ホームについて、地域のニーズと実情に応じて安定的に確保できるよう務める。

第8期計画における市の取り組み事項

- 1 在宅医療・介護連携の推進
- 2 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進
 - (1) 介護予防・日常生活支援総合事業
 - ① 一般介護予防事業
 - ② 介護予防・生活支援サービス事業
- 3 認知症施策の推進
- 4 地域ケア会議の推進
- 5 その他

1.在宅医療・介護連携の推進

在宅医療・介護連携推進事業

国の8項目と釧路市における主な取り組み状況

項目	内容	釧路市の主な取り組み状況
(ア) 地域の医療・介護の資源の把握	地域の医療機関の分布、医療機能を把握し、リスト・マップ化	認知症ケアパス (H27～) ケアマネタイム (H19～)
(イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	地域の医療関係者が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状把握と課題抽出、対応事業の検討	地域ケア会議 (H18～) 在宅医療・介護連携推進部会 (H28～) 介護支援専門員連絡会議 (H18～) CCLブック (CCL主催)
(ウ) 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進	地域の医療、介護関係者の協力を得て、在宅医療・介護サービスの提供体制の構築を推進	つながり手帳 (H29～) 認知症初期集中支援チーム (H29～)
(エ) 医療・介護関係者の情報共有の支援	情報共有シート等の活用により、医療・介護関係者の情報共有を支援	つながり手帳 (H29～) / まちかど健康連絡票 (H21～) 釧路市もの忘れ受診連携シート (H28～) ケアマネタイム (H19～)
(オ) 在宅医療・介護連携に関する相談支援	在宅医療・介護連携に関する相談窓口を設置・運営し、地域の関係者からの相談に応じる	釧路市在宅医療・介護連携相談支援窓口 (H29～)
(カ) 医療介護関係者の研修	多職種が連携するためのグループワーク等の研修や、医療・介護関係者に対する研修会の開催	釧路市在宅医療・介護連携研修会 (H29～) 在宅医療推進フォーラム (H27、28) 多職種連携研修会 (CCL主催) 介護支援専門員合同連絡会議 (H19～) 在宅サービス等従事者向け認知症研修 (H24～)
(キ) 地域住民への普及啓発	在宅医療や介護に関する講演会の開催、パンフレット作成、配布等により地域住民の理解、促進	市民向け認知症講習会 (H26～) / 地域住民への講話 市民向け研修会 / 市民公開講座 (CCL主催) 釧路市在宅医療・介護連携市民講座 (H30～)
(ク) 在宅医療・介護連携に関する関係市町村連携 ※都道府県主体の役割	複数の関係市町村が連携して、広域連携が必要な事項について協議する	多職種連携協議会に係る市町村連絡会議 (道主催) 地域看護職員研修 (H30～退院支援・退院調整のルール化) つながり手帳の活用自治体の拡大 (R1～)

医療と介護の情報共有ツール「つながり手帳」の運用

◇目的

医療や介護が必要になっても、安心して地域で暮らしていくことができるよう、ご本人の状況や思いを医療・介護関係者が共有し、切れ目のない支援を行う。

※平成29年5月から運用

◇対象

40歳以上の釧路市民で

- ・医療と介護の両方を必要とする方
- ・慢性疾患で在宅療養中の方
- ・本人・家族で希望される方

※その他、ご本人に関わる方が手帳の交付が適切と判断した場合も対象となる



◇交付状況

年度	交付数	交付機関	交付場面
令和2年度	325冊	医療機関、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等	入院中、退院前カンファレンス、外来受診時、サービス担当者会議、自宅、その他
令和3年度	324冊		
令和4年度	308冊		

◇釧路管内市町村での運用

令和元年6月より、標茶町・鶴居村・白糠町での運用開始

令和3年2月より、厚岸町での運用開始

「在宅医療・介護連携相談支援窓口」

◇場 所 市立釧路総合病院 地域医療連携相談室 ※平成29年度から設置

◇業務内容

- ・ 在宅医療・介護連携のための相談支援業務（対象：医療・介護関係者）
※市民からの相談は地域包括支援センターを紹介
- ・ 上記業務のための他機関との連携に関すること
- ・ 「釧路市つながり手帳」の運用に関すること
- ・ 在宅医療・介護連携の普及啓発に関すること（講演会の開催等）

◇実績

○ 相談支援業務

年度	相談件数	主な相談者	主な相談内容
令和2年度	13	医療機関、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等	精神科受診について、診療科について、様々な問題を抱えるケースへの対応方法について等
令和3年度	17		
令和4年度	15		

○ その他の業務

- ・ 他機関との連携： 医療機関訪問、他機関主催の会議参加
- ・ 釧路市つながり手帳の運用： 他機関への配布や使用方法の説明等の手帳の管理に関する業務
- ・ 在宅医療・介護連携の普及啓発： 関係者対象研修会の開催

「在宅医療・介護連携推進事業」における今後の方向性

◇「つながり手帳」の活用促進と切れ目のない支援体制の構築

- ・医療・介護関係者に対する周知の継続等、つながり手帳の更なる普及に向けた取り組みを行う。
- ・「つながり手帳」等の活用による医療と介護の切れ目のない支援体制についての検討を行い、関係者間での共有を図る。

◇在宅医療・介護連携における「看取りや認知症」への対応の強化

- ・看取りに関する取り組みや、認知症に関する研修会の開催等を通じ、「在宅医療・介護連携」をより円滑に進める。

◇在宅医療・介護連携相談支援窓口の活用促進

- ・関係者にとって利用しやすい窓口の在り方の検討と、医療・介護関係者への周知等を行う。

◇医療・介護関係者の連携強化

- ・多職種の情報交換および、医療・介護関係者対象の研修会の開催等により、関係者の連携強化を図る。

2.生活支援・介護予防サービスの 基盤整備の推進

(1) 介護予防・日常生活支援 総合事業

①一般介護予防事業

一般介護予防事業

◇目的

健康でいきいきとした生活を送るために、自らの心身を鍛え、介護を必要とする状態を未然に防ぐ

◇対象

概ね65歳以上の高齢者と、その支援のための活動に関わる者

◇主要内容

元気な高齢者が介護予防に取り組むための教室や健康相談を行うほか生活機能が低下する等、何らかの支援を必要とする方を把握し、適切な支援に繋げるための取り組みを進める。

また、通いの場の充実に向けて、リハビリテーション専門職との連携をはじめ保健師等の医療専門職の関与を進める。



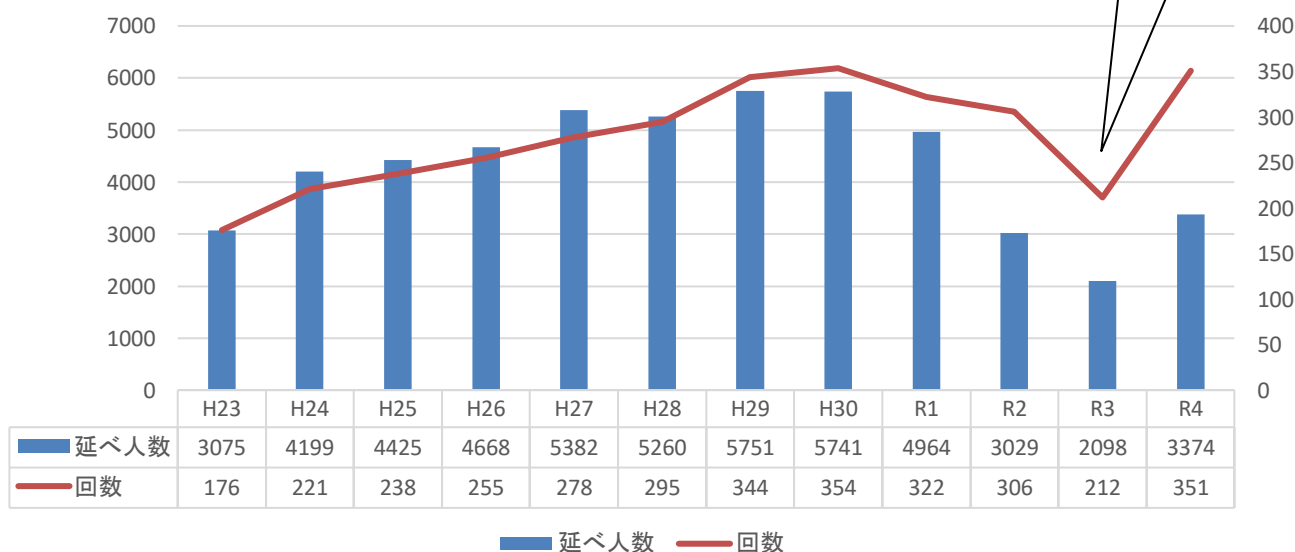
◎介護予防継続教室（釧路地区17教室）

◇対 象 概ね65歳以上の市民で、要介護・要支援認定を受けていない
お元気な方（介護予防サービスを利用されている方を除く）

◇内 容

- ・老人福祉センターや地区会館で、月2回、1回2時間の開催
- ・釧路市介護予防プログラム「わかがえりレッスン」を実施
- ・主に「釧路市公認介護予防サポーター」が中心となり実施
- ・参加者の体力測定では維持・改善の割合が高い

継続教室実施回数・延べ参加者数の推移



コロナ禍で減少



※ 阿寒・音別地区においても、「わかがえりレッスン」を取り入れた「元気会」や「元気でいんでない会」など、同様の教室を実施している。

◎健康教育等

◇依頼による健康教育(出前講座を含む)

- ・依頼のあった老人クラブ・町内会・老人大学等の団体へ健康教育を実施
- ・出前講座では、「わかがえりレッスン」の体験や「生活習慣病について」等の講話を行っている。

(令和4年度実績：29回 368人)

◇新聞掲載

- ・釧路新聞「保健師さんの介護予防通信」 隔週掲載(平成21年度～)
- ・北海道新聞「いきいき釧路すこやか通信」隔月掲載(平成28年度～)

◇介護予防プログラム「わかがえりレッスン」DVD無料配布

(令和4年度実績：32名)

◎健康相談等

◇相 談

- ・随時来所相談・電話相談の他、講座での個別相談を実施

(令和4年度実績：339回 延べ1,043人)

- ・タブレット式物忘れ相談の実施

阿寒地区：健康相談会、釧路、音別地区：実施なし(※コロナ禍の為)

(令和4年度実績：24人)

◎市民向け介護予防普及講座

◇内 容

高齢者等を対象に介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するために、有識者等により講演会を実施。

◇実 績（釧路地区開催）

令和3年度：知ってみよう！ウォーキングの秘密（70名参加）

令和4年度：認知症診療医に学ぶ、脳の健康にかかわる話～認知症やうつを予防するために～（56名参加）

令和5年度（予定）：ずっと元気で健康に！ボール体操で筋力アップ！



◎地域リハビリテーション活動支援事業

◇内 容

リハビリ専門職を外部から招聘し、介護予防の取り組みを総合的に支援する。

◇実 績（令和4年度）

おたっしゃサービス5団体へ理学療法士が出向き、運動の方法等を指導。

◎高齢者実態調査事業

地域包括支援センターへ委託。 ※平成22年度より実施。

◇目 的

高齢者の心身状況等の把握を行い、見守りや介護サービス、医療機関への受診等が必要な方など、何らかの支援が必要な方を適切な支援等につなげる。

◇内 容

- 対象者は要介護認定を受けていない70歳以上の高齢者とする。
- 各地域包括支援センターが雇用する訪問調査員が、対象者宅を訪問し、心身状況等や緊急連絡先の聞き取り、基本チェックリストの実施や生活での困りごとに関するアンケート等を行う。
- 支援が必要な方に対しては、要介護認定申請、介護予防事業、福祉サービスなどについて紹介し、地域包括支援センターの専門職が適切な支援につなげるための働きかけを行う。

◇令和4年度調査結果

項目	人数
訪問件数（不在、調査未実施等を含む）	5,084名
調査実施件数（来所、電話での調査等を含む）	4,937名
うち受診勧奨等、何らかの支援を必要とした方	400名
うち要介護認定の申請に向け対応した方	81名
うち介護予防事業・福祉サービスの利用につながった方	56名

（令和5年3月31日現在）

◇「高齢者実態調査事業」における今後の方向性

- 要介護認定を受けていない70歳以上の高齢者の実態を、年間5,000件程度把握することを目標とする。
- 過去1度も訪問していない方や、過去1～2年間病院受診や健診受診のない、生活機能が低下しているおそれの高い方を引き続き、優先的に訪問する。

高齢者支援ボランティア人材育成事業

◎釧路市公認介護予防サポーター（いきいきサポーターズあゆみ）養成講座

- ◇目的 釧路市介護予防プログラム「わかがえりレッスン」の普及啓発をし、高齢者が元気に暮らすことができる地域社会づくりを目指す。
- ◇対象 18歳以上の釧路市民で、講座修了後にボランティア登録し、活動に協力していただける方。
- ◇内容 介護予防についての知識や体操、レクリエーション等を学ぶ。受講後は、老人福祉センターや、町内会、老人クラブの集まりなどで、「わかがえりレッスン」の指導や、参加者が楽しく安全に参加できるようサポートする。

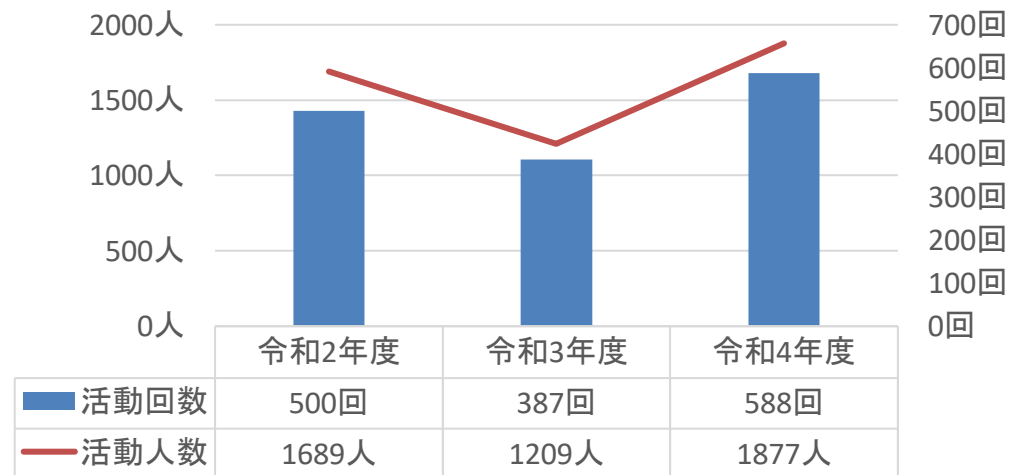
◇実績(令和5年3月末)

- ・登録者数：92人
- ・派遣サポーター数(実) 70人

◇「介護予防サポーター養成講座」における今後の方向性

- ・年1回程度の養成講座を開催。
- ・登録者が活動できるよう、引き続き支援を行う。

サポーター活動実績



※令和3年度は、コロナ禍により活動実績が減少。

◎ご近所ボランティア講座

※平成28年度より講座を開催。

- ◇目的 高齢者が住み慣れた地域で暮らしていけるような地域づくりを目指す
- ◇対象
 - ・18歳以上の釧路市民で、全講座受講できる方。
 - ・講座修了後、釧路市公認ボランティアとして活動していただける方。
- ◇内容 ボランティア活動の基本やコミュニケーション方法等についての講義と地域実習。講座修了後には、希望の活動先の紹介を行い、「おたっしゃサービス」や「地域カフェ」、「介護サービス事業所」などでの活動につなげている。
- ◇実績 登録者数：251人、活動実人数：80人（令和5年3月末時点）
活動延べ人数：1469人（令和5年3月末）
- ◇「ご近所ボランティア講座」における今後の方向性
 - ・通いの場等の担い手を確保するため、ご近所ボランティア養成講座を広く周知し、ボランティアの養成と、おたっしゃサービス等の活動先とのマッチングを継続する。
 - ・また、登録者が長くボランティア活動を続けられるよう支援する。

◎一般介護予防事業における今後の方向性

- 要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減、若しくは悪化の防止のため、早期から介護予防に取り組めるよう、普及啓発を行う。
- 介護予防に資する住民主体の地域活動を支援し、高齢者が社会参加や社会的役割をもって、継続的に活動できる地域づくりを推進していく。
- 事業の実施状況や目標の達成状況や効果を評価し、取り組み内容の見直しや改善を図る。
- リハビリテーション専門職を活かした自立支援に資する取り組みを推進し、地域における介護予防の強化に努める。

②介護予防・生活支援サービス事業

◎生活支援コーディネーター

各地域包括支援センターに1名ずつ生活支援コーディネーターを配置

◇役割

関係者のネットワークや既存の取組・組織等も活用しながら、地域における生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート業務(主に資源開発やネットワーク構築)を実施することにより、生活支援等サービスの提供体制の整備に向けた取組を推進する。

◇活動内容

- 地域の生活支援サービスの把握
- 高齢者の生活支援ニーズの把握
- 不足している生活支援サービスの創出(住民主体の助け合い等の立ち上げや設立支援)
- 関係者のネットワーク化
- 生活支援ニーズと生活支援サービスのマッチング
- 生活支援の担い手の養成
- おたっしゃサービスの運営支援 21団体32会場 (R5年3月末現在)
- 介護予防継続教室運営支援(釧路地区) 15箇所17教室 など

◇主な活動実績

- ・おたっしゃサービス、地域カフェ・サロン等の立ち上げや運営支援
 - ・介護予防継続教室の運営支援
 - ・地域の関係者間とのネットワーク化、情報共有を図る協議体の開催
- ＜協議体開催状況＞

	開催主体	令和4年度開催結果
第協 一議 層体	<p><u>市介護高齢課</u> （メンバー：連合町内会、民生委員児童委員協議会、老人クラブ連合会、老人福祉施設協議会、社会福祉協議会、NPO法人くしろ・わっと、ボランティアセンター）</p>	<p><u>3回開催</u> 主な協議内容： <ul style="list-style-type: none"> ・おたっしゃサービスの開催状況や今後の方向性について ・第2層協議体の実施状況について ・おたっしゃサービス等への移動支援について </p>
第協 二議 層体	<p><u>各地域包括支援センター</u> （メンバー：地区連合町内会、地区民生委員児童委員協議会、地区老人クラブ、社会福祉協議会、NPO法人、一般社団法人、介護サービス事業所、個人ボランティア、等）</p>	<p><u>全包括合計 17回開催</u> 主な協議内容： <ul style="list-style-type: none"> ・地域課題の共有と解決に向けた意見交換 ・おたっしゃサービス実施団体の新規創出に向けて ・コロナ禍以降の地域活動の再開に向けて </p>

◇「生活支援コーディネーター」における今後の方向性

高齢者を取り巻く地域課題の把握と、課題解決に向けたサービスの検討。

◎住民等主体の通所サービス(通称:おたっしゃサービス)

◇目的

高齢者が、住民等が主体の通いの場に定期的(週1回程度)に通い、介護予防に取り組み、地域における自立した日常生活を支援することを目的とする

◇対象

要支援1・2

基本チェックリスト該当者

◇実施内容

- ・ 1回1時間以上の内容を週1回(月4回程度)実施
- ・ 「運動機能向上の取り組み」「認知症予防の取り組み」「参加者同士の交流」を全て組み込んだ内容
- ・ 参加費は1回100円(食費・教材費等は実費負担)

◇実績(登録状況)

令和5年3月末現在 21団体32会場(19小学校区)

参加延べ人数 ~6,640人

◇「住民等主体の通所サービス」における今後の方向性

- ・ 全市的な利用促進のため、歩いて通える距離(各小学校区)に最低1箇所設置することを目標に公募及び周知の拡充を行う。
- ・ 引き続き、会場まで自力で通うことが困難な方を対象に送迎支援を行う。
- ・ リハビリテーション専門職の指導や、体力測定の実施、運営団体への研修会等を行い、長期的かつ効果的なサービスの実施に繋がるよう支援を行う。



◎短期集中予防サービス

◇目的 保健および医療の専門職が提供する短期間のプログラムを通じ、要介護状態となることを予防し、その居宅において自立した活動的で生きがいのある生活を営むことができるよう支援する。

◇対象者 要支援1・2、基本チェックリスト該当者

◇内容

- ・1コース3ヵ月。参加費は1回100円
- ・生活機能の改善のため、専門職による指導を実施。
- ・終了後は新たな通いの場等を紹介する。



プログラム	運動器の機能向上プログラム	口腔機能向上プログラム	認知機能向上プログラム	複合プログラム
実施頻度 回数	週1回 (全12回)	月1~2回 (全4~6回)	週1回 (全12回)	週1回 (全12回)
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・筋力トレーニング ・有酸素運動 	<ul style="list-style-type: none"> ・口腔清掃の方法 ・口腔体操 	<ul style="list-style-type: none"> ・運動、脳トレ ・趣味活動 	左記プログラムを組み合わせ実施

◇「短期集中予防サービス」における今後の方向性

- ・プログラム終了後の社会参加や通いの場へのスムーズな移行を目指す。
- ・受け入れ人数を増やすため、委託事業所の確保に努める。

3. 認知症施策の推進

◎支援のネットワーク化

- 地域包括支援センターに配置した「認知症地域支援推進員」を中心に、各日常生活圏域において関係機関と地域住民をつなぐネットワークを強化し、独居の高齢者の見守り（地域安心ネットワーク）や認知症の高齢者と、その家族に対する支援体制の確立に努めている。
- 認知症の状態に応じたケアやサービス提供の流れを示す「認知症ケアパス」の内容の見直しを適宜行い、よりわかりやすい形で認知症の正しい理解の普及、啓発につながるよう努めている。

◇「支援のネットワーク化」における今後の方向性

- 地域住民と地域の介護事業所、関係機関の連携を深め、日常生活圏域内の認知症高齢者が安心して生活できる環境の整備を継続する。
- 関係者間の情報共有を適切に行うなど、見守り体制を強化することで、独居高齢者の状態の変化などを早期に発見できる環境を整備する。



◎認知症の正しい理解と周知

◇認知症サポーターの養成 ※平成18年度から養成

- 地域支援推進員（地域包括支援センター）及びキャラバンメイトが講師となり認知症サポーター養成講座を実施

<養成人数> サポーター養成総人数 17,130名（令和4年度末）

	全体	学校	職域	地域
令和4年	781名	456名	112名	213名
令和3年	883名	350名	228名	305名
令和2年	1,005名	552名	193名	260名

- 養成したサポーターは、認知症地域支援推進員が中心となり、認知症カフェへの参加や、地域の介護事業所でのボランティアなど、活躍の場へつながるよう調整を図っている。

◇「認知症の正しい理解と周知」における今後の方向性

- SOSネットワーク模擬訓練と連携し、地域に根ざした取組みとして定着を図る。
- 認知症の正しい理解にむけ、より多くの人々が認知症サポーター養成講座の受講につながるよう、各関係機関に対し開催の周知を行う。

◎市民向けの講演会の開催

◇内 容

- ・テ ー マ：「ほっとけない!! 認知症」
- ・開催日時：令和5年11月18日(土)
- ・講 師：小樽市民病院 精神科 高丸 勇司氏
- ※ 北海道若年認知症の人と家族の会
「北海道ひまわりの会」共催
- ※ 令和4年度：101人参加

地域包括支援センター	電話番号	地域包括支援センター	電話番号
西部地域包括支援センター	55-2666	東部南地域包括支援センター	42-8222
中部北地域包括支援センター	36-1233	阿寒地域包括支援センター	66-1234
中部南地域包括支援センター	24-1102	音別地域包括支援センター	01547-95252
東部北地域包括支援センター	42-0600		

問い合わせ 釧路市介護高齢課 電話:0154-23-5185
主催 釧路市、エーザイ株式会社、釧路市内7地域包括支援センター

令和4年度開催案内チラシ

◇「市民向けの講演会の開催」における今後の方向性

- ・講演会の継続開催により、市民に対する認知症の正しい知識の周知や、介護サービス従事者のスキルアップを図る。

◎介護サービス従事者向け研修会の開催

- ・令和6年3月開催予定で調整中。

◎認知症予防事業の充実

◇介護予防教室や介護予防サービスでの認知症予防の取り組み

- 一般介護予防事業における「介護予防継続教室」にて概ね月2回、認知症予防のための脳活性化メニューを取り入れた「わかがえりレッスン」を実施。
- 短期集中予防サービスにおける「脳シャッキリコース」では脳のトレーニングに効果的な運動や趣味活動などを行い、物忘れを防ぐ方法を学ぶ。

◇脳の健康度テスト（ファイブ・コグ検査）

- 軽度認知障害（MCI）の診断基準の1つである加齢関連認知的低下（AACD）のスクリーニングが可能な高齢者用集団認知検査を実施。
- 検査後には予防方法の紹介や介護予防サービス等の紹介等を行っている。
（令和4年度実績：244名実施）

◇「認知症予防事業の充実」における今後の方向性

- 身近な通いの場における認知症予防や、認知機能の向上を盛り込んだ介護予防事業の推進を継続する。
- より多くの市民に対して、早期からの認知症予防を普及啓発する。

◎認知症の早期発見・相談体制の整備

◇認知症初期集中支援チーム ※H29年度から設置

- ・認知症の早期からチームで家庭訪問を行い、認知症の方(疑いのある方)や家族の支援等を行う。
- ・チーム員は認知症サポート医・医療職（認知症疾患医療センター）、福祉職（各包括支援センターの認知症地域支援推進員）

	件数	会議開催数	訪問回数
令和4年	7件	11回	48回
令和3年	4件	8回	35回
令和2年	3件	7回	9回

◇「もの忘れ受診連携シート」の活用

- ・ケアマネジャー等が医師に認知症の症状や生活状況等を効率的に伝える体制を整備。

◇「軽度認知障害（MCI）」の危険性のある方の把握

- ・「脳の健康度テスト（ファイブ・コグ検査）」や健康相談、高齢者実態調査事業等により、把握と早期支援に努める。

◇「認知症の早期発見・相談体制の整備」における今後の方向性

- ・認知症の早期発見への支援として、初期集中支援チームで対応可能な内容及び相談窓口の周知。
- ・関係機関との連携により、初期集中支援チームでの対応終了後の支援を進める。
- ・相談内容に応じて成年後見制度などの適切な利用を検討する。

◎行方不明高齢者対策

- ・行方不明者の検索依頼に対しては、関係機関で構築する「SOSネットワークシステム」を活用し、早期発見、保護と再発防止につなげる。
- ・SOSネットワーク模擬訓練の開催 <令和4度実施状況>

地域	実施日	会場
西部	11月3日(木)	新富士生活館
中部北	9月2日(金) 9月9日(金)	芦野会館 (おたっしや)
中部南	12月20日(火)	若草会館
東部北	10月1日(土)	医師会看護学校
東部南	2月28日(火)	白樺ふれあい交流センター
阿寒	10月4日(火)	仁々志別多目的センター
音別	12月15日(木)	音別町福祉保健センター

◇ SOSネットワーク事前登録制度

- ・令和5年6月末現在登録件数 284件

◇ 「行方不明高齢者対策」における今後の方向性

- ・地域の見守りネットワークとの連動を継続。
- ・「SOSネットワークシステム」の事前登録のさらなる周知を行う。
- ・各地域でSOSネットワーク模擬訓練を継続的に開催する。

◎家族への支援

- ・ やすらぎ支援員を派遣する「認知症高齢者家族やすらぎ支援事業」の継続実施
- ・ 「家族介護者交流事業」の継続。認知症本人の参加も呼びかけ。
- ・ 釧路市障害老人を支える会（たんぽぽの会）との連携。
- ・ 地域の交流拠点である「地域カフェ」「地域サロン」の継続的な支援

◇「家族への支援」における今後の方向性

- ・ 北海道ケアラー支援推進計画と連動し、現在取り組んでいる、ケアラー支援や家族支援のさらなる体制強化に取り組んでいく。

◎若年性認知症支援

- ・ 若年性認知症の人と家族の集いの開催 ※令和2年度から開催
令和5年11月11日（土）
会場：釧路市防災庁舎5階会議室
若年性認知症の人と家族の情報交換などの場として開催。
若年性認知症の本人の参加も呼びかけている。

（本人ミーティング）

- ・ 北海道若年認知症の人と家族の会（北海道ひまわりの会）との連携。

◇「若年性認知症支援」における今後の方向性

- ・ 認知症基本法に基づいた、若年性認知症の人の社会参加の確保等、施策を推進する。

◎認知症の本人の意思決定支援

- 本人ミーティングの開催（地域カフェ、家族介護者交流事業、若年性認知症の人と家族の集いなど）
- 認知症ヘルプカードなど、本人発信を補助するツールの普及、啓発。

◇「認知症の本人の意思決定支援」における今後の方向性

○認知症基本法の理念に基づき、以下のことを推進する。

- 認知症の本人の意見を聞く場を整備する。
- 気軽に集える場（地域カフェなど）の新規開設のための情報提供を行う。



4.地域ケア会議の推進

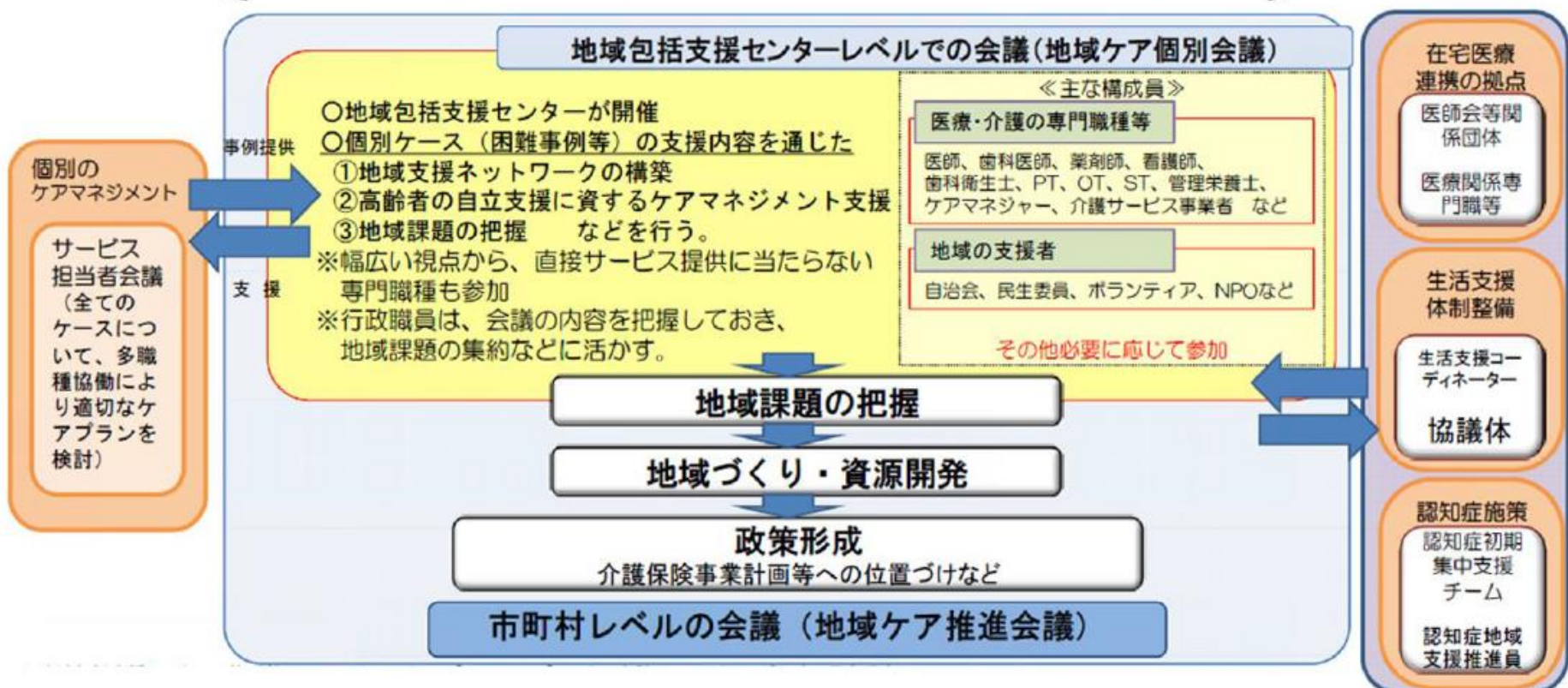
地域ケア会議

地域包括支援センター等において、多職種協働による個別事例の検討等を行い、地域のネットワーク構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等を推進する。

※従来の包括的支援事業(地域包括支援センターの運営費)とは別枠で計上

(参考)平成27年度より、地域ケア会議を介護保険法に規定。(法第115条の48)

- 市町村が地域ケア会議を行うよう努めなければならない旨を規定
- 地域ケア会議を、適切な支援を図るために必要な検討を行うとともに、地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行うものとして規定
- 地域ケア会議に参加する関係者の協力や守秘義務に係る規定 など



地域ケア会議

◎地域包括支援センターレベルの会議

会議種別	令和4年度実績	参集範囲
個別会議 (個別事例の検討)	53回 ※主な内容 「終末期独居高齢者の地域での看取りに関するサポートについて」 「精神疾患のある独居高齢者の金銭管理の支援」 「生活援助回数の多い居宅サービス計画の検証」	介護サービス事業所、民生委員、町内会、医療機関、薬局、弁護士、成年後見センター、リハビリ専門職(理学療法士、作業療法士)、市役所等
推進会議 (地域課題の検討)	14回 ※主な内容 「地域でできそうなさりげない見守りについて」 「地域住民が交流できる集いの場」の検討	民生委員、町内会、医療機関、介護サービス事業所、ボランティア、社会福祉協議会、NPO法人、市役所等

◎市レベルの会議

令和4年度 計11回開催



◎「地域ケア会議」における今後の方向性

◇開催回数

個別・推進合わせて年間12回の開催を目標に、引き続き開催

◇多職種参加による連携強化

リハビリ専門職等の多職種が参加できる体制とする。

5.その他

◎高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

高齢者の心身の多様な課題に対し、きめ細やかな支援を行うため、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施することが求められており、釧路市では令和5年度より、以下の通り実施している。

◇内容

- ①高齢者に対する個別支援（ハイリスクアプローチ）
- ②通いの場への積極的な関与（ポピュレーションアプローチ）
介護予防継続教室、おたっしゃサービスなどの通いの場における
フレイル予防等の健康教育・健康相談の実施

論点①：地域包括ケアシステムの推進に向けた市の取り組み内容と方向性について

特に

- 在宅医療・介護連携における「看取りや認知症」対応の強化・推進について
- 「おたっしやサービス」の担い手確保について
- 認知症の家族などの家族介護者支援について
- 介護予防事業のさらなる周知について